

[デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（第4回）（2021年11月1日開催）資料3]

本日討議いただきたい事項

1. パーミッションレス型の分散型台帳等を利用した金融サービスに関する基本的な課題

（1）総論

これまでの研究会の議論においては、パーミッションレス型の分散型台帳等¹を利用したシステムについて、以下のような指摘があった。

- ・ 単一障害点（Single Point of Failure）がない一方、システム全体に責任を負う者が不明確²
- ・ 参加者がスマートコントラクト³によって、複雑な条件を付す等オーダーメイド化された取引を、自律的に成立・執行させることができるもの一方、社会的に不適切な取引についても、取消し等が困難
- ・ 誰もが自由にサービス提供者等になれる一方、（当局の監督下にある金融機関等による本人確認を経ない）P2P取引によるAML/CFT上の課題が存在
- ・ 幅広い者の参加がイノベーションの源泉となる一方、アカデミアによる十分な技術的検証が行われないまま、利用実態が先行している⁴

パーミッションレス型の分散型台帳等を利用した金融サービスについては、複数のレイヤーに基づき⁵、その一部のレイヤーについてのみ中央管理者を置く形態で提供されているものがある。一方、従来の金融規制の枠組みでは、金融機関がレイヤー全体を管理する主体として存在し、規制の名宛人として管理責任を果たせる立場にあることを前提としている。

複数レイヤー全体を管理する主体が存在しない場合であっても、サービスが幅広く利用されるためには、システム全体が技術・契約・制度・インセンティブ・信頼等によって規律付

¹ 分散型台帳は、ネットワークへの参加に制約のないパーミッションレス型の台帳と、ネットワークへの参加に管理者による許可を要するパーミッション型の台帳とに大別される。このほか、①パブリック型、②プライベート型・コンソーシアム型といった分類もある。

² システムの安定的な運用のためには、冗長性を保証したシステムであることや、技術的な問題に合わせて更新を行い安全性の維持を確保することを要件とすべきではないかとの意見があった。

³ スマートコントラクトとは、一般に、プログラムとして記述され、コンピュータ上で自動的に実行処理されるルール（契約）をいうものとされる。スマートコントラクトにおいて、書かれたコードに不備がある場合を想定し、公共的な機関がライセンスの供給等の形で安全性を検証すべきではないかとの意見があった。

⁴ インターネットでは、その研究が1969年に始まり1990年代前半に商用化されるまで、20年以上かけてアカデミアによる検証がなされた一方で、ビットコインの場合には、ソースコードが2009年に公開されたのち、アカデミアによる十分な安全性の検証がなされないままに商業化されている実態があるとの意見があった。

⁵ パーミッションレス型の分散型台帳等を活用したシステムの捉え方は様々なものがあると考えられるが、一例として、ビジネス全体の中央管理者が存在するビジネスレイヤー（3rdレイヤー）、スマートコントラクトのコードによって自動執行されているレイヤー（2ndレイヤー）、分散型台帳そのもののレイヤー（1stレイヤー）の3つに分けて捉えることも可能と考えられる。

けられる必要があり、規制の名宛人として管理責任を果たせる立場にある者がこうした状態を実現する⁶必要がある。

その際、技術的な対応が可能なものはシステム仕様等において対応することが重要となる。この点に関しては、航空機の設計・製造・運用⁷も参考に議論が行われ、以下のような指摘があった。

- ・金融サービスに活用されるシステム⁸に関して、技術中立という観点に配意しつつ、当局が、求められる機能・水準を示すことが重要⁹
- ・第三者がシステムの信頼性のチェック結果を公表するなど、各ステークホルダーが適切に行動するようなインセンティブ付けが重要¹⁰
- ・技術の進歩に伴いリスクも変化していくため、当局が必要な水準をアップデートとともに、サービス提供者に対して継続的に水準を満たし続ける責任を求めていくことも必要

金融分野において、新しい技術の活用に適切に対応していくためには、規制当局と技術者コミュニティを含む関係者間で対話をを行い、求められる機能・水準¹¹の共有等に取り組んでいくことが必要と考えられる^{12 13}。

【論点 1】

⁶ こうした規律付けがなされている状態として、例えば、「システムへの参加者等における『トラスト』が実現されている状態が確保されていること」が挙げられる。なお、「トラスト」には様々な解釈が存在するところ、上記の状態における『トラスト』の意味については、例えば、①相手の監視や制御が可能かどうかに關係なく、相手が自分にとって重要な行動をとってくれるという期待に基づいて、相手の行動に自身の「ヴァルネラビリティ」を託す意志、②事実の確認をしない状態で、相手先が期待したとおりに振る舞うと信じる度合い、などの定義が近いと考えられる。

⁷ 複数レイヤーに關係者が分かれつつ、全体として航空機の安全な運航という目的を達成するという点で、パーミッショナレス型の分散型台帳等を利用した金融サービスと構造に類似点がある。なお、航空機の安全性に関するシステムに何らかの問題が生じた際には、航空機の製造を行ったインテグレータが第一義的責任者として原因を究明し、安全性を担保したうえで再運航が可能となるように管理されている。また、国同士の相互認証、認証プロセス等の民間委託、例外的なサービスへの柔軟な対応などにより、インテグレータの責任を關係者が担保して安全性を確保する仕組みもある。

⁸ 金融機関のシステム管理に対する当局のモニタリングについては、ガバナンス等の外形的な観点に着目した監督から、プログラムの内容をチェックすることを含め、更なる高度化を図る必要があるのではないかという意見があつた。

⁹ システムの分割に際し、利用者にとって分かりやすい構造にすることが課題であり、当局として、金融サービスの基盤として求められる要件（金融システムのプロテクションプロファイルやセキュリティーゲットなど）を明確にしておくことが、利用者の安心につながるとの意見があつた。

¹⁰ 情報技術を用いた製品やシステムのセキュリティを第三者が評価・認証する規格として ISO15408 等が整備されており、このような規格は、利用者が安心して情報技術を利用できるかを判断する際の基準になるとの意見があつた。また、提供されるサービス全体で役割や責任の分担を明確にし、適切なインセンティブ付けを行うことを含めて実行可能な仕組みを模索していくことが重要との意見もあつた。

¹¹ 技術的課題を検討する前に、金融サービスの基盤として求められる水準が何であるのかを明確にしていくことが必要で、それが明確になれば、それに対して技術的にどのようなことができるかということについて、技術者も交えて検討ができるとの意見があつた。

¹² FISC（金融情報システムセンター）において、金融機関等がクラウド導入・運用を行う際の留意点（試行版）について、金融機関等、クラウド事業者、IT ベンダー、セキュリティベンダー、Fintech 協会、監査法人、当局関係者をメンバーとする有識者会議で議論した例がある。

¹³ 対話に向けた取組みの一つとして、2020 年 3 月に設立された BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）による活動が挙げられる。BGIN は、ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、すべてのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力をを行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的とし、当面の活動目標として、①オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成、②各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた共通な言語と理解の醸成、③オープンソース型のアプローチに基づいた信頼できる文書とコードの不断の策定を通じた学術的基盤の構築、を掲げている。

（参考）BGIN 公式サイト：<https://bgin-global.org/>

規制当局と技術者コミュニティを含む関係者間の対話について、実効的なものとするためには、どのような点に留意する必要があるか。

(2) 送金分野における当てはめ

社会経済で広く使われる可能性のある送金・決済手段に求められる水準としては、システムの安全性・強靭性等に加え、一般に

- ① 権利移転（手続、タイミング）に係る明確なルールがあること¹⁴
 - ② AML/CFT の観点からの強い要請に応えられること¹⁵
 - ③ 発行者や仲介者等の破綻時や、技術的な不具合や問題が生じた場合等において、取引の巻き戻しや損失の補償等、利用者の権利が適切に保護されること
- が必要と考えられる。

これらの要件のうち、特に②AML/CFT の観点からの要請については、システム仕様等技術的に対応することにより実効的な対応が可能となると考えられる。

【論点2】

(1) 社会経済で広く使われる可能性のある送金・決済手段（後述の2.(1)アに該当するものやデジタルマネー等）については、AML/CFT の観点からの要請が特に強く求められるが、そのための水準を満たす方法について、規制当局と技術者コミュニティを含む関係者間で実効的な対話をを行うため、例えば、システム仕様等で、

- ・本人確認されていない利用者への移転を防止すること
 - ・本人確認されていない利用者に移転した残高については凍結処理を行うこと
- といった事項を求めることが検討されることが考えられるが、どうか。

(2) 上記(1)の実効性は以下の方策で確保することが考えられるが、どうか。

- ・2.で後述する発行者及び仲介者¹⁶に対する業規制（体制整備義務）として、上記(1)の検討を踏まえつつ、水準を満たすために必要な要件を満たすシステムの採用及びその疎明を求める
- ・社会経済で広く使われる可能性のある送金・決済手段の売買等の媒介を業として行

¹⁴ 金融市場インフラのための原則（FMI原則）

8 「決済のファイナリティ」

（少なくとも決済当日中にファイナルな決済を完了するとともに、必要又は望ましい場合には日中随時又は即時にファイナルな決済を完了すべき。）

原則8に係る重要な考慮事項

- ・規則・手続で、決済がいつの時点でファイナルとなるのか
- ・決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのか

¹⁵ ステーブルコインはグローバルに普及する可能性が高いことから、マネーロンダリング等に使用されるリスクが高いとされている。なお、暗号資産全般については、FATFの改訂暗号資産ガイダンス案では、取引報告の義務付け等によるP2P取引の見える化の促進、アンホステッド・ウォレットとの取引を可能とするVASP(virtual asset service providers)等への継続的監督強化、VASP間でのみ取引を行うことの義務付け、義務付け主体以外との取引を認めるVASPに対するAML/CFT要求水準の引き上げ（例：厳格な記録保持要件・厳格な顧客管理要件）、P2P取引を行う顧客への対応にリスクベースアプローチを適用する重要性を強調するガイダンス発出等が、リスク削減策として例示されている。

¹⁶ 発行者は、デジタルマネー類似型について「発行、償還、価値安定の仕組みの提供」を行う者を、仲介者は、「移転」「管理、取引のための顧客接点の提供」を行う者を指している（詳細は、下記2を参照）。

っていると認められる場合には、後述の仲介者の業規制の適用があり得る¹⁷。その際、FATF 等における議論も踏まえつつ、アプリを提供して P2P 取引における取引のマッチング等を行う者の取扱いを含め、適用対象の明確化や周知徹底を図ることにより、イノベーションの過度な委縮につながらないよう努める。

2. ステーブルコインを巡る諸課題

(1) ステーブルコインの種別分けと既存のデジタルマネーの関係について

いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散型台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものというものと考えられる。

法定通貨と価値の連動を目指すステーブルコインについては、現行制度の考え方に基づけば、価値を安定させる仕組みによって、以下のとおり分類できると考えられる。

- ア 法定通貨の価値と連動した価格（例：1円＝1コイン）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）¹⁸
- イ アルゴリズムで価値の安定を試みるもの¹⁹等（ア以外）

これらのユースケースについては、現状では

- ① 上記アに該当するものを使用して、証券決済等や企業間決済等における活用を目指した実証実験等が行われている²⁰。こうしたものの中から、既存のデジタルマネー²¹と同様に社会で幅広く使用される送金・決済手段となるものが出現する可能性がある。
- ② 暗号資産運用の一環として利用されるものとしては、上記ア、イいずれもあるが、形式的には上記アに該当するものであっても、発行者が有する裏付資産の内容に照らして償還確実性に問題が生じる可能性がある、裏付資産の運用状況の開示が不十分等の指摘がなされているものも存在する^{22 23}。

上記ア（以下「デジタルマネー類似型」）と上記イ（以下「暗号資産型」）は、経済社会において果たし得る機能、法的に保護されるべき利益、金融規制・監督上の課題が異なると考

¹⁷ 仲介者の業規制が導入された場合には、当該業にあたる行為を無登録で行った場合には刑事罰の対象になる。

¹⁸ 資金決済法において、「通貨建資産」については、暗号資産の定義から除かれ、その取扱いは、基本的には銀行業又は資金移動業に該当する。また、複数通貨バスケットに価値が連動するものであって、発行価格と同額の複数通貨バスケットで償還されるものについても、「通貨建資産」に該当すると考えられる。

¹⁹ ア以外のものは、例えば交換所等においてステーブルコインが取引可能である場合に、法定通貨との交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るもの。ただし、価値が急減した事例も指摘されている。

²⁰ 実証実験等をみると、パーミッション型の分散型台帳等を活用し、発行者等の責任を明確にするとともに、AML/CFT 等の課題等に対応できる形で行われているものが多いと考えられる。

²¹ 我が国では銀行発行・資金移動業者発行のものがある。その他、（送金機能を有さない）前払式支払手段を利用したものを含め電子マネーといわれることもある。前払式支払手段は、原則として償還できないことから、償還可能な銀行発行・資金移動業者発行のデジタルマネーとは性質が異なる。

²² このほかにも、上記1. のとおり、パーミッションレス型の分散型台帳等を使用することに伴う課題も存在。

²³ 上記アに該当するものであっても、金融商品取引法に規定する有価証券に該当するものもあり得ると考えられ、この場合、金融商品取引法が適用され得る。

えられる。そのため必要な制度対応等については、両者を区分して検討することが適當と考えられる。その際、利用者保護等の観点から、問題のあるものについて適切に対応する必要がある。

(2) 「デジタルマネー類似型」と既存のデジタルマネーの関係について

デジタルマネー類似型は、分散型台帳等を用いて「発行者」と「移転・管理を行う者」が分離した形態でサービスが提供されているのが一般的であるが、上記のとおり、既存のデジタルマネーと同様に、社会で幅広く使用される電子的な送金・決済手段（以下「為替支払手段」）としての機能を果たし得る。

他方、既存のデジタルマネーは現時点では「発行者」と「移転・管理を行う者」は同一であるが、将来的には「発行者」と「移転・管理を行う者」を分離するモデルを模索する動きが広がる可能性もある。

このため、「同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する（same business, same risk, same rule）」との考え方に基づき、法制度の検討に当たっては対象を「デジタルマネー類似型」に限定するのではなく、既存のデジタルマネーについても「発行者」と「移転・管理を行う者」が分離し得ることを前提に検討を行う必要があると考えられる。

(3) 「発行者」と「移転・管理を行う者」が分離する場合の規律を巡る課題

この為替支払手段を用いた送金・決済サービスについては、サービス提供者が果たす機能に着目すると主に以下の3つの機能に大別できる。

- (i) 発行、償還、価値安定の仕組みの提供（通常、裏付資産の管理やカストディサービスを含む）
- (ii) 移転（通常、取引の検証メカニズムを含む）
- (iii) 管理、取引のための顧客接点（通常、顧客の秘密鍵を管理するウォレットサービスや、コインの取引を可能とするアプリの提供を含む）

我が国のデジタルマネーに関する法制度は、上記(i)～(iii)の機能を同一の者が果たすことを前提としているが、この点については以下のようない指摘がある。

- ・ (i)発行等の機能（主として利用者から資金を預かり、運用する機能）と、(ii)(iii)移転・管理等の機能（主として顧客管理（AML/CFT 規制の遵守やシステム管理等））は、金融規制監督上求められる規律が異なる。
- ・ EU等のデジタルマネー法制は、(i)発行等の機能と(ii)(iii)移転・管理等の機能を分離している。米国等におけるステーブルコインも同様に分離した態様で発行・流通されている²⁴。
- ・ 分散型台帳の活用等により、複数の主体が台帳を共有し、上記(i)～(iii)の機能を分離して提供することがより容易になっている。
- ・ (i)～(iii)の機能が分離されてサービスが提供された場合、関係者に対する法適用の範

²⁴ 欧州委員会（EC）が公表している欧州連合（EU）のステーブルコインを含む暗号資産に係る規制案においても、発行者と暗号資産サービス提供者（カストディ、交換、トレーディング・プラットフォームの運営等を行う者）に分けて、規制を課す内容となっている。

團が必ずしも明確でない。例えば、発行価格と同額での償還を約するもの等であっても償還可能性に疑義のあるものや暗号資産と同様に取引され得るもの等に関する適用を含め、利用者保護やAML/CFT、決済機能の安定の観点から適切な規制が適用されるか必ずしも明確でない。

こうしたことを踏まえ、決済・送金サービスにおける民間のイノベーションの促進や、利用者保護を図る観点等から、分散型台帳等の活用等も念頭において、(i)発行等の機能と(ii)(iii)移転・管理等の機能の担い手を分離した形態の送金・決済サービスを可能とする柔軟で過不足のない法制度の構築に向けて、検討することが適切と考えられる²⁵。

その際、FSBが公表したグローバル・ステーブルコインに関する10の原則²⁶を踏まえ、全体として、利用者の権利義務の明確化や、説明責任の所在を明確にするための包括的なガバナンスフレームワークの構築等を求めることが考えられる。

(4) 「発行者」及び「仲介者」に求められる規律

① 「発行者」

為替支払手段を発行・償還する行為は、現行法上、為替取引²⁷に該当し、銀行業免許又は資金移動業登録が求められる^{28 29}。

発行者の機能((i)発行、償還、価値安定の仕組みの提供)に関しては、利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において利用者の償還請求権が適切に保護されることが重要である^{30 31}。

為替支払手段は様々な仕組みで発行され得るが、利用者保護等に照らして問題のあるものの発行は認めるべきではないと考えられる。

²⁵ 実際のサービス提供においては、同一の者が(i)の機能と(ii)(iii)の機能の一部を同時に提供する、(ii)(iii)の機能を提供する者がさらに複数に分かれるなど、様々な形態が想定される。こうした場合には、後述の基本的な業規制の類型を前提としたうえで、実際の運用にあたって各主体が実際に果たしている機能に応じた規制を適用していく必要がある。

²⁶ 金融安定理事会(FSB)『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告』

(2020年10月)

²⁷ 「為替取引」について法令上定義はないが、最高裁決定によると、「為替取引を行うこと」とは「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けすこと、又はこれを引き受け遂行することをいう」とされている。

²⁸ 海外で発行されたステーブルコインについては、現行法上、発行者が日本で流通させる場合には、銀行業免許又は資金移動業登録が求められる。

²⁹ 前述のとおり、デジタルマネー類似型に該当するものであっても、金融商品取引法に規定する有価証券に該当するものもあり得ると考えられ、この場合、金融商品取引法が適用され得る。なお、ステーブルコインと称するもののうち暗号資産型については、暗号資産に該当するものや、金融商品取引法に規定する有価証券に該当するものもあり得る。こうしたものについては、それぞれの規制において取扱業者に説明義務が課されており、当該義務に基づき、利用者がステーブルコインと称するものの性質等について誤解したままで取引を行わないようにする等、適切に説明を行う必要がある。

³⁰ 金融制度スタディ・グループ中間整理(2018年6月)によれば、「機能」の確実な履行」及び「利用者資産の保護」は、金融規制により「達成されるべき利益」とされている。

³¹ 現在米国で流通しているステーブルコインについては、暗号資産取引同様に、多くの利用者は分散型台帳に直接権利者として記載されず、仲介者を通じて間接的に保有することにとどまっているという取引実態を前提とすると、我が国の法制では、仲介者破綻時に利用者が発行者に対する直接の償還請求権を有するとは言えないと考えられる。

【論点3】

発行者に対する上記のような要請を満たす仕組みとして、例えば、以下のようなものが考えられるが、どうか。

- ・銀行預金債権の発生・消滅についての現行実務を前提としたものとして、銀行から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み（仲介者が持分を管理するいわゆる連名預金）
- ・信託法制が適用されるものとして、銀行に対する預金を信託財産とした信託受益権を仲介者が販売・移転する仕組み³²

②「仲介者」

仲介者 ((ii) 移転や(iii) 管理、取引のための顧客接点としての役割を果たす者) については、取引実態等が暗号資産と類似していることを踏まえ、その対象行為を定める必要があると考えられる³³。その際、海外で発行されている仕組みや、論点3に示されている仕組みの下で想定される行為も含め³⁴、過不足なく業規制の対象となるよう検討すべきと考える。

仲介者の機能に関しては、暗号資産取引における交換業者同様、取り扱う為替支払手段に係る情報提供や適切な AML/CFT 対応のほか、これらの前提となる適切な体制整備等（論点2に示されているシステム対応等含む）が確保されるべきと考えられる。さらに、海外発行のものを含め、利用者保護等に支障を及ぼすおそれのある為替支払手段は取り扱わないこととすべきと考えられる³⁵。

【論点4】

仲介者の機能に関しては、利用者保護や AML/CFT の要請の観点から、海外発行のものを含め想定される行為・機能を過不足なく業規制の対象とした上で、取引実態等が類似する暗号資産の交換業者に対する規制を参考に所要の規制を導入する必要があると考えられるが、どうか³⁶。

③「発行者」と「仲介者」の関係等に関する規律

【論点5】

³² この場合、受託者たる信託会社が為替支払手段の発行者として位置付けられる。また、信託財産の全額を銀行に対する要求払預金とする信託受益権については、その性質等に鑑み、金融商品取引法上の規制の適用範囲から除外することを検討することが考えられる。

³³ 為替支払手段の売買・交換、移転、管理、売買・交換の媒介等を中心に検討することが考えられる。

³⁴ 銀行等に開設される連名預金口座において、銀行等から付与された代理権に基づき、個々の利用者の持ち分の管理や振替を行う行為。また、銀行預金を信託財産とした信託受益権（例：受益権1口=1円）について、利用者への販売や利用者間の受益権の移転等を行う行為。なお、受益証券発行信託における受益権原簿の書換を行う場合には、受託者からの代理権の付与等が必要となる。

³⁵ 暗号資産交換業者は、体制整備義務において、利用者保護等に支障を及ぼすおそれのある暗号資産を取り扱わないこととされている。

³⁶ 信託財産の全額を銀行に対する要求払預金とする信託受益権について、その売買等については金融商品取引業には該当しないこととすることが考えられる。

更に、全体として送金・決済サービスが適切に提供されるためには、「発行者」と「仲介者」の適切な連携や利用者から見た「発行者」と「仲介者」の役割や責任関係の明確化及びその履行のための体制整備が求められると考えられるが、どうか³⁷。

(5) グローバル・ステーブルコイン等に関する規律

大規模に利用される又はクロスボーダーで決済等に使われるような為替支払手段に関しては、その発行・償還の金融市場への影響等を含め、金融システムの安定等へ与える影響が大きくなり得ることから、より高い規律が求められることとなる。

上記(4)①から③で記載した規律は、FSBが公表したグローバル・ステーブルコインに関する10の原則を踏まえたものであり、この枠組みの下で、その仕組みや事業規模等を考慮しつつ、金融市場等への影響を含むリスクベースの監督を行っていくことが考えられる³⁸。

(参考) 暗号資産型のステーブルコインを巡る課題

法定通貨で払込みを受けて法定通貨と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）以外のステーブルコインもある。

こうしたステーブルコインが暗号資産に該当する場合、暗号資産の売買・交換・これらの媒介等・管理を行う者は、暗号資産交換業者として規制される。また、暗号資産交換業者には、その特性等に照らして利用者の保護等に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産を取り扱わないために必要な措置を取ることが求められており、新規の暗号資産の取扱いに際しては、自主規制団体によりその適切性の確認等が行われている。

ステーブルコインと称するものの中には、金融商品取引法に規定する有価証券に該当するものもあり得る。この場合、金融商品取引法に規定する開示規制や業規制（電子記録移転権利を自ら発行・募集する場合には第二種金融商品取引業の登録が必要になる場合があるほか、当該権利の募集の取扱いや売買の媒介を行う場合には第一種金融商品取引業の登録が必要になる）等が適用され得る。

³⁷ 具体的には、例えば、以下の事項を求めることが考えられる。

- ・システム障害等によって、利用者に損害が生じた場合の対応及び責任関係の明確化
- ・償還請求に係る手続等の明確化
- ・上記1.で記載したようなAML/CFT上の要請等に対応できる仕様のシステムの採用

³⁸ 例えば、銀行が為替支払手段の発行に際して預かる資産は、自身で管理・運用することを前提としており、金融危機時等における急激な償還請求により生じ得る金融市場への影響については、銀行の財務規制（流動性規制含む）で対応することとなる。

3. 中央銀行デジタル通貨（CBDC）について

情報通信技術の急速な進歩を背景とした内外の様々な領域におけるデジタル化の進展により、今後、中央銀行デジタル通貨（CBDC）に対する社会ニーズが急激に高まる可能性があること等を受けて、日本銀行を含む各国の中央銀行がCBDCに関する実証実験等を行っている。

CBDCは、決済システムのデジタル化や、民間のステーブルコインを含めたデジタルマネーの広がりという流れにおける、大きな動きの1つとして捉えられる。そのため、民間のデジタルマネーとともに、決済のデジタル化の取組み全体として、より安価で利便性が高く、かつ安全に利用できる金融サービスの実現に資するものとなることが重要と考えられる。

その制度設計に当たっては、デジタルエコノミーにおける金融インフラの構築、決済スピードの向上や送金コストの低下といった利便性の向上に貢献するとの観点のほか、金融システムの安定の観点から民間金融機関の金融仲介機能への影響や金融危機時等における影響などに対処する必要がある。また、民間の決済サービスとの共存によるイノベーションの促進との観点や、利用者保護、AML/CFTの要請、個人情報保護との関係も重要なとなる。

【論点6】

- (1) 民間デジタルマネーとの共存によるイノベーションの促進・利便性の向上の観点から、官民の関係者は、技術面を含め、どのような点に留意して検討を進めていくべきか。
- (2) CBDCの具体的な制度設計に当たっては、金融仲介機能への影響やデジタルバンクランのリスク等、金融システムの安定の観点からの考慮が必要と考えるが、どうか。
- (3) サービス提供が階層構造で行われる場合、日本銀行と仲介機関の間におけるCBDCに関する権利義務関係や、AML/CFT、個人情報保護に関する責任分担を明確にすることが重要となる。こうした観点から留意すべき点があるか。
- (4) 上記のほかに留意すべき点はあるか。

(以上)